

(平成22年7月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

愛媛国民年金 事案 544 (事案 493 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年10月から43年3月まで
平成21年6月に、申立期間に係る国民年金について、社会保険事務所(当時)に年金記録の確認申立てを行ったところ、同年12月に、年金記録確認第三者委員会から、年金記録の訂正を認めることはできないとする通知があった。

しかし、申立期間に係る私の国民年金保険料を納付した夫は、昭和37年4月から40年11月までの保険料について、夫婦一緒に保険料を納付するようになった時期から数年後、また、同年12月から44年11月までの保険料について、結婚式(昭和40年12月)から3年ないし5年後(43年12月から45年12月まで)、又は夫婦一緒に保険料を納付するようになった時期の2か月ないし3か月後に、A町(現在は、B町)の職員に一括納付したことを思い出すとともに、A町転居前のC県D市に居住していた期間(37年4月から40年11月まで)と同町転居後の期間(40年12月から44年11月まで)に未納となっていた私の保険料の納付額(4万円ないし5万円程度)を、同町転居後の期間に未納となっていた保険料の納付額と思い違いしていたことに気付いた。

夫が、申立期間に係る私の国民年金保険料を納付したのは確かなので、申立期間について、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年9月に払い出され、37年4月にさかのぼって国民年金に加入したことが確認できるが、その後、40年10月1日に被保険者資格を喪失してから43年4月1日に再取得するまでの申立期間については、国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられること、申立人の夫が、A町転居後における申立人の保険料を一括納付した時期は44年

11月と推認されるが、仮に、申立期間に国民年金に加入していたとしても、この時点では、申立期間の一部（昭和40年10月から42年9月まで）に係る保険料を時効により納付することはできなかったものと考えられること、申立人が44年11月の一括納付時点までに同町に居住していた期間（41年3月から44年11月まで）の保険料額は、申立人の主張する納付額と大きく相違していること、及び申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年11月26日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人の夫が、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付した時期を思い出すとともに、申立人のA町転居前後の期間（昭和37年4月から44年11月まで）に未納となっていた保険料の納付額（4万円ないし5万円程度）を、同町転居後の期間（40年12月から44年11月まで）に未納となっていた保険料の納付額と違いしていたことに気付いたとして再申立てを行っており、当該保険料の納付額については、昭和37年4月から40年11月までの保険料を49年1月から50年12月までに特例納付、また、40年12月から44年11月までの保険料を45年7月から同年12月までに特例納付及び過年度納付したと仮定した場合、実際の保険料額は、5万7,000円ないし5万8,000円程度となり、上記申立人の記憶する納付額とおおむね一致している。

しかしながら、申立人の夫は、申立人の昭和37年4月から40年11月までの国民年金保険料について、夫婦一緒に保険料を納付するようになった時期（夫婦に係るA町の国民年金被保険者名簿の保険料納付日から、昭和44年12月と推認される。）の数年後に一括納付したと記憶しているところ、申立人に係る同被保険者名簿には、申立人の夫が記憶する上記保険料納付時期と異なる時期に、当該期間の一部（39年4月から40年9月まで）について、保険料が納付された記録があることが確認できる。

また、申立人の夫は、申立人の昭和40年12月から44年11月までの国民年金保険料について、結婚式（昭和40年12月）から3年ないし5年後（43年12月から45年12月まで）、又は上記夫婦一緒に保険料を納付するようになった時期の2か月ないし3か月後に一括納付したと記憶しているところ、申立人の夫が、43年12月から45年6月までに当該保険料を納付しようとした場合、申立期間の一部（少なくとも40年12月から41年9月まで）について、時効により保険料を納付することができなかったと考えられ、また、45年7月から同年12月までに当該保険料を納付しようとした場合、特例納付及び過年度納付は可能であるが、当該納付の時点で未納となっていた37年4月から39年3月までの保険料を納付せず、40年12月以降における未納期間の保険料のみを納付したとは考え難い。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 647

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 11 月 9 日から 30 年 12 月 4 日まで
② 昭和 31 年 8 月 4 日から 33 年 2 月 27 日まで
③ 昭和 33 年 7 月 1 日から同年 9 月 26 日まで
④ 昭和 33 年 11 月 1 日から 34 年 4 月 11 日まで
⑤ 昭和 34 年 4 月 11 日から 37 年 9 月 21 日まで
⑥ 昭和 37 年 11 月 25 日から 38 年 2 月 1 日まで
⑦ 昭和 38 年 6 月 1 日から 40 年 5 月 1 日まで

平成 12 年 4 月に、社会保険事務所（当時）で年金の裁定請求を行った際、申立期間について脱退手当金の支給記録があることが分かったが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、再三にわたり社会保険事務所に調査を依頼したにもかかわらず、何の回答も無いままであった。

その後、ねんきん特別便により改めて脱退手当金が支給されていることになっていることが分かったが、納得できない。

申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、昭和 41 年 1 月 13 日に、脱退手当金の支給額の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁である社会保険事務所に回答したことを示す表示が確認できるとともに、厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立期間に係る脱退手当金の支給額や裁定年月日が記載されている上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号には、申立期間である7回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものとする認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 648

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月6日から39年2月1日まで
社会保険庁(当時)から郵送されたねんきん特別便により、申立期間当時に勤務していたA社における厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、A社に正社員として勤務していたことは確かであり、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び申立期間当時における事業主の子の証言により、期間は特定できないものの推認できる。

しかしながら、A社が、厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和42年6月1日であり、申立期間当時、適用事業所となっていなかったことが、厚生年金保険の事業所名簿により確認できる。

また、申立人が記憶している同僚二人のうち、一人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において氏名が確認できず、残りの一人は、申立人が姓を記憶しているのみであるため、厚生年金保険の加入記録を確認することはできない。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主及び経理担当者一人は、いずれも死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 649

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月から19年4月9日まで
社会保険庁(当時)から郵送されてきたねんきん特別便により、A社(現在は、B社)に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。
しかし、申立期間当時、A社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和17年3月にC村(現在は、D町)の小学校を卒業し、同年4月から18年3月までE事業所に勤務した後、同年4月から20年8月までA社に勤務していた。」と供述しているところ、申立人は、昭和19年4月9日から同年7月8日まで試験雇、同年7月9日から20年8月31日まで常雇としてA社F工場に勤務していたことが、同社から提出された社員名簿の人事記録により確認でき、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

また、D町にあるG小学校は、「昭和16年にC小学校から名称変更されたH国民学校の卒業生名簿に、申立人が、18年3月29日に同国民学校を卒業した記録がある。」と回答していること、及び申立人が、自分よりも年齢が1歳下で同時期にA社に入社したと記憶している同僚一人は、「小学校を卒業した昭和19年に、申立人と一緒にA社に入社したと思う。」と証言しており、同社において、申立人と同じ19年4月9日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当た

らない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 650

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 5 月 1 日から 13 年 8 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）職員の自宅訪問により、A社に勤務していた申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、減額訂正されていることが分かった。

しかし、申立期間当時、営業担当の従業員としてA社に勤務しており、役員ではなかった上、同社から上記標準報酬月額の訂正について説明も無かったので、申立期間の標準報酬月額を当初の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 10 年 5 月から 11 年 6 月までは 36 万円、同年 7 月から 13 年 7 月までは 59 万円と記録されていたが、同社が同年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなつて以降の同年 11 月 5 日に、申立人の 10 年 5 月の標準報酬月額が 14 万 2,000 円、同年 6 月から 13 年 7 月までの標準報酬月額が 10 万 4,000 円にさかのぼつて減額訂正されていることがオンライン記録により確認できる。

しかしながら、申立人は、A社が上記の適用事業所ではなくなつた当時、役員ではなかったものの、実質的な代表取締役として、申立期間当時から滞納していた社会保険料の納付について、社会保険事務所の職員と相談していたことが、同社の滞納処分票により確認できる。

また、A社が上記の適用事業所ではなくなつた当時の事業主は、「私は、A社の経営には一切関与しておらず、滞納していた社会保険料の納付について、社会保険事務所の職員と相談していたのは、同社に出資していた私の前任の取締役又は申立人であると思う。」としている上、同社において給与計算を担当していた事務員一人は、「申立期間当時、申立人は、営業の仕事を

しながら、実質的にA社の経営を行っており、滞納していた社会保険料の納付について、社会保険事務所の職員と相談していたのも申立人である。」と証言している。

さらに、上記滞納処分票により、A社が上記の適用事業所でなくなった当時、多額の社会保険料を滞納している上、平成13年11月2日に、申立人から厚生年金保険被保険者資格喪失届及び厚生年金保険適用事業所全喪届の提出があり受理するとともに、申立人からの滞納保険料に係る延滞金の分割納付の申出を了承した旨の記録が確認できることから、申立人は、社会保険事務所による標準報酬月額記録訂正に同意していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、実質的な代表取締役として標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理は有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。